

京都市告示第198号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年6月20日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
山科西野山 経83号線	山科区西野山中臣町55番地の1地先から 同町56番地の2地先まで	旧	メートル 17.00	メートル 5.93 ~ 8.15
		新	17.00	6.00 ~ 8.30
山科西野山 緯66号線	山科西野山中臣町41番地の8地先内	旧	4.30	6.03 ~ 8.75
		新	4.30	6.03 ~ 9.50

(建設局土木管理部道路明示課)